

警察署協議会に関する運用要領について（例規通達）

この度、別添のとおり、富山県警察署協議会に関する運用要領を制定し、平成 13 年 6 月 1 日から実施することとしたので、的確な運用に努められたい。

別添

警察署協議会に関する運用要領

第 1 目的

この要領は、富山県警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「協議会委員」という。）の委嘱等の手続き、その他協議会の的確な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

第 2 協議会委員候補者資料の作成等

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が協議会委員を委嘱する場合の参考資料として、警察署協議会委員候補者推薦書（別記様式第 1 号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。
- 2 署長は、公安委員会から協議会委員として委嘱することを決定した者（以下「委嘱予定者」という。）の氏名等について通知を受けたときは、当該委嘱予定者に対し、協議会委員就任の依頼を行うものとする。この場合において、委嘱予定者が就任を辞退したときは、新たな委員候補者を推薦し、公安委員会から委嘱予定者として氏名等の通知を受けたときは、改めて協議会委員就任の依頼を行うものとする。
- 3 署長は、公安委員から委嘱予定者に係る委嘱状の送付を受けたときは、委嘱予定者に対し委嘱状を交付するものとする。

第 3 協議会委員解嘱の上申

- 1 署長は、富山県警察署協議会条例（平成 13 年富山県条例第 5 号）第 3 条第 4 項の解嘱事由に該当すると認めた場合は、解嘱上申書（別記様式第 2 号）により、公安委員会に解嘱の上申をするものとする。
- 2 署長は、公安委員会から協議会委員の解嘱を決定した通知を受け、解嘱状の送付を受けたときは、速やかに被解嘱者に解嘱状を交付するものとする。

第 4 協議会委員の辞職

署長は、協議会委員から辞職の申し出があったときは、速やかにその旨を公安委員会へ報告するとともに、辞職を申し出た協議会委員に対し、辞職願（別記様式第 3 号）の提出を求め、公安委員会に送付するものとする。

第 5 実施結果の報告

- 1 署長は、協議会の開催概要を公表したときは、警察署協議会に関する広報実施結果報告書（別記様式第 4 号）により、警察本部長に報告するものとする。
- 2 署長は、協議会の会議が終了したときは、速やかに議事概要を取りまとめ、警察署協議会議事概要報告書（別記様式第 5 号）により、警察本部長に報告するものとする。

別記様式第 1 号

富山県公安委員会 殿

年 月 日

警察署長

警察署協議会委員候補者推薦書

委員候補者	住 所 職 業 ふりがな 氏 名 年 月 日生 (歳)
経 歴 (ボランティア活動 歴を含む。)	
推 薦 の 理 由	

別記様式第2号

年 月 日

富山県公安委員会 殿

警察署長

解 嘱 上 申 書

下記の者は、富山県警察署協議会条例第3条第4項に該当すると認められるので上申する。

協 議 会 委 員	現 職 名	富山県 警察署協議会委員				
	住 所					
	職 業					
	ふ り が な 氏 名					
	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)				
	委嘱年月日	年 月 日	在職年数 (通算)	年 か月	役 職	
	上 申 事 由					

別記様式第3号

辞 職 願

年 月 日

富山県公安委員会 殿

住 所

(ふりがな)
氏 名

このたび、 により

富山県 警察署協議会委員

を辞職いたしたいので承認願います。

別記様式第4号

年 月 日

警察本部長 殿

警察署長

警察署協議会に関する広報実施結果報告書
みだしのことについて、次のとおり報告する。

協議会の名称			警察署協議会
実施年月日			年 月 日
広 報 実 施 結 果	広 報 媒 体	部 外	新聞 テレビ ラジオ 機関誌(紙) その他 報道機関(社)名
		部 内	ミニ広報紙 交番ファックス 掲示板 その他 配布対象 (配布部数 部)
	内 容		

別記様式第5号

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

警 察 署 協 議 会 議 事 概 要 報 告 書

みだしのことについて、次のとおり報告する。

協議会名	警察署協議会
日 時	年 月 日 () 午 時 分ころから 午 時 分ころまで
場 所	
出席者	1 協議会側 2 警察署側
議事要旨	
備 考	